

○滑川町国営武蔵丘陵森林公園年間パスポート券購入補助金交付要綱

平成23年12月6日告示第174号

滑川町国営武蔵丘陵森林公園年間パスポート券購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、森林浴や自然体験の場を提供し、健康の増進を図るため、国営武蔵丘陵森林公園で発行する年間パスポート券(以下「年間パスポート券」という。)を購入した者に対し、購入費を補助するために、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、滑川町補助金等の交付手続等に関する規則(平成9年規則第7号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 この要綱により年間パスポート券購入費の補助の対象となる者(以下「対象者」という。)は、購入日において、滑川町に住所を有する者とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、年間パスポート券購入費の2分の1の額とする。

2 年間パスポート券購入費を補助することができる回数は、対象者ごとに1回限りとする。ただし、購入日より1年が経過した場合は、この限りではない。

(補助金の申請)

第4条 対象者は、年間パスポート券購入費の補助を受けようとするときは、購入日から30日以内に滑川町国営武蔵丘陵森林公園年間パスポート券補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に年間パスポート券の写しを添付して、町長に申請しなければならない。

(決定及び交付)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、内容を審査のうえ補助金の支給を決定し、通知するものとする。

2 補助金の交付については、対象者の指定する口座に振り込むことにより行い、当該口座への振り込みをもって森林公園年間パスポート券補助金交付決定通知とする。

(補助金の返還)

第6条 町長は、偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けた者があるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(手続きの庶務)

第7条 年間パスポート券の補助金の申請に関する庶務は産業振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日告示第38号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月7日告示第19号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月22日告示第17号)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 年間パスポート券購入日が平成30年3月31日以前の場合は、なお従前の例による。

様式第1号(第4条関係)

様式第1号(第4条関係)

父 子 申 請 書 兼 領 収 書

年 月 日

(宛先)

滑川町長

住所

氏名

印

電話

滑川町国営武蔵丘陵森林公園年間パスポート券購入補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を受けたいので、申請します。

年齢区分	購入人数	購入費計	補助金額
大人（高校生以上）		円	円
シルバー（65歳以上）		円	円
合 計		円	円

※補助金額は購入費計の2分の1の額

金 _____ 円

上記金額を請求します。

振 込 先	金融機関名	銀行・信用金庫	本店
		農協・信用組合	支店
		※ゆうちょ銀行の場合、支店番号（漢数字） を記入ください	
	預金種別・口座番号	普通・当座・貯蓄	

	口座名義	フリカブ
--	------	------

※添付書類 国営武蔵丘陵森林公園年間パスポート券の写し